

看護小規模多機能型居宅介護事業者の公募について

第 10 期高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画に基づき、看護小規模多機能型居宅介護事業所を 1 事業所の公募を行う。新年度予算が成立すれば、令和 6 年～令和 7 年度の 2 か年計画により、整備を行う予定で、令和 6 年度は公募により事業者選定までを行うこととする。3 か年の事業計画期間のうち、初年度に着手する方針。

公募期間は前回同等の期間を想定しているが、公募内容については、義務化となる業務継続計画等や事業者のハラスメント対策（離職防止の観点）等も審査の対象としていく。また、6 年度介護報酬改定等の内容も前回の公募要領に反映させた上で、実施することとする。

令和 6 年度 公募による事業者の選定

公募要領の HP 掲載

公募説明会

1 次審査（書面）

2 次審査（プレゼンテーション）

令和 7 年度 事業所建設等、同年度内の開設を目指す